

## ●業務処理要領は入札番号ごとの要領を使用します

- 入札番号 1 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（空知合同庁舎）
- 入札番号 2 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（深川合同庁舎）
- 入札番号 3 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（農改本所）
- 入札番号 4 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（農改中空知）
- 入札番号 5 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（家畜保健衛生所）
- 入札番号 6 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（農改南東部）
- 入札番号 7 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（農改南西部）
- 入札番号 8 空知総合振興局庁舎等除排雪業務（B S E 検査室）

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t（ブラウ）
- (2) 除雪ドーザホイール型8t（バケット）
- (3) ダンプトラック10t（差枠）

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。
- (2) 対象施設  
岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知合同庁舎

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は岩見沢市の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t (ブラウ)
- (2) 除雪ドーザホイール型8t (バケット)
- (3) ダンプトラック10t (差枠)

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。
- (2) 対象施設  
深川市 2 条19番13号  
北海道深川合同庁舎

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は深川市の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t（ブラウ）
- (2) 除雪ドーザホイール型8t（バケット）
- (3) ダンプトラック10t（差枠）

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。
- (2) 対象施設  
岩見沢市並木町22番地  
空知農業改良普及センター

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は岩見沢市の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t（ブラウ）
- (2) 除雪ドーザホイール型8t（バケット）
- (3) ダンプトラック10t（差枠）

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。
- (2) 対象施設  
権戸郡新十津川町字花月238-8  
空知農業改良普及センター中空知支所

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は新十津川町の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t（ブラウ）
- (2) 除雪ドーザホイール型8t（バケット）
- (3) ダンプトラック10t（差枠）

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。
- (2) 対象施設  
岩見沢市岡山町12-37  
空知家畜保健衛生所

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は岩見沢市の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t（ブラウ）
- (2) 除雪ドーザホイール型8t（バケット）
- (3) ダンプトラック10t（差枠）

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。
- (2) 対象施設  
夕張郡栗山町字中里67番地  
空知農業改良普及センター空知南東部支所

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は栗山町の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t（ブラウ）
- (2) 除雪ドーザホイール型8t（バケット）
- (3) ダンプトラック10t（差枠）

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。  
なお、車庫の屋根雪下ろしを含むものとする。

(2) 対象施設

夕張郡長沼町本町北2丁目1-5  
空知農業改良普及センター空知南西部支所

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は長沼町の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2022年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。



除排雪業務処理要領

この要領は作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、委託者及び受託者が協議の上、実施するものとする。

1 除排雪機械

業務に使用する除排雪機械は、一切受託者の負担とする。

- (1) 除雪ドーザホイール型8t (プラウ)
- (2) 除雪ドーザホイール型8t (バケット)
- (3) ダンプトラック10t (差枠)

ただし、作業効率を阻害しない範囲において、規格を上回る車両を代用することができるものとする。

2 除排雪業務の範囲

- (1) 構内の、別添図面で示す区域とする。
- (2) 対象施設  
空知郡南幌町南7線西15番地  
空知家畜保健衛生所 B S E 検査室

3 作業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに、次の事項を記載した作業計画書を提出するものとする。

- (1) 除排雪機械等の配置計画
- (2) 作業員の構成及び作業命令系統
- (3) 情報連絡体制

4 除排雪方法

- (1) 開庁日の除雪は特に業務担当員より指示のある場合を除き、業務区域内での降雪量又は積雪量が10cm以上ある場合に午前8時15分までに行うこと。
- (2) 閉庁日の除雪は業務担当員の指示があった場合にのみ行うこと。
- (3) 除雪は業務担当員の指定する場所を堆積場所とし、状況を考慮し堆積すること。
- (4) 排雪は業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (5) 処理済みの雪を敷地外に排雪する場合は南幌町の指定する場所とする。
- (6) 車庫の屋根雪下ろしは業務担当員の指示があった場合に行うこと。
- (7) その他、業務担当員より指示があった場合は適宜速やかに除排雪を行うこと。

5 除雪機械機具の置場

構内の除雪に使用する機械機具は、委託者の指定する場所に置くことができる。

6 構内除排雪記録票等の提出

- (1) 作業終了後は「除排雪記録票」を作成し、業務担当員又は補助者の確認を受けること。
- (2) 「除排雪記録票」には、開始時間及び終了時間（移動時間及び休憩時間等を除く実作業時間）を記載することとし、車両については、運行記録計（タコグラフ）等により記録したタコグラフチャート等を添付すること。
- (3) 「除排雪記録票」は作業実施日の翌月10日までに「除排雪記録集計表」並びに「請求書」とともに業務担当員に提出すること。
- (4) 委託期間終了後「稼働時間集計表」を作成し、令和4年（2021年）4月8日までに業務担当員に提出すること。

7 その他

- (1) 作業に当たっては、施設、通路、縁石、駐車車両等を破損することのないよう十分注意するとともに、歩行者及び他車両等に対する安全確認を徹底すること。  
なお、施設等を破損した場合にあっては、速やかに業務担当員に報告するとともに、業務担当員の指示により適期に修理等を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。